

兵庫県公報

平成28年9月13日 火曜日 第2832号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	5
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○同 上（同）	5
○ふ化業者の登録（畜産課）	6
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	6
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
○同 上（同）	7
○総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神北県民局）	7
人事委員会公告	
○兵庫県職員 行政A（大卒程度）（経験者）採用試験の実施	8
公安委員会告示	
○各警備業務に係る検定合格者審査	10
警察本部公告	
○落札者等の公示	12
○同 上	12
○同 上	13

告 示

兵庫県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
マルヤ薬局	明石市本町2—5—17	平成28年7月1日
ていクリニック	同 市大久保町ゆりのき通1—4—1 1階	同 年8月1日
あけぼの薬局大久保駅前店	同 上	同
医療法人健和会健和明石歯科クリニック	同 市大久保町ゆりのき通1—4—1	同

西明石駅前薬局	同 市小久保2-1-3	同
たつみ整形外科形成外科クリニック	伊丹市緑ヶ丘1-257-1	平成28年7月1日
訪問看護ステーションスイッチオン伊丹	同 市鴻池3-16-10	同 年8月4日
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	同 年7月1日
麒麟堂薬局加古川寺家町店	同 市加古川町寺家町357-1	同 年8月1日
栄宏会小野病院	小野市天神町973	平成27年8月1日
独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院 訪問看護ステーションおおはら	三田市大原1314	平成28年8月2日
木村眼科	朝来市和田山町和田山232	同 年5月9日
中田医院	淡路市富島小倉山872-10	同 月1日
福本歯科医院	揖保郡太子町鶴93	平成28年3月25日



兵庫県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成28年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
株式会社マルヤ薬局	明石市本町2-5-17
たつみ整形外科形成外科クリニック	伊丹市緑ヶ丘1-257-1
加古川西市民病院	加古川市米田町平津384-1
加古川東市民病院	同 市平岡町一色797-295
西市民病院前さくら薬局	同 市東神吉町西井ノ口380-4
かこの調剤薬局	同 市野口町二屋101-4
ささえる在宅ケアセンター訪問看護ステーション	同 市加古川町寺家町47-1 ファーミンインテリジェントビル2階
木村眼科	朝来市和田山町和田山232
中田医院	淡路市富島小倉山872-10
福本歯科診療所	揖保郡太子町鶴93

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人社団衿正会生駒クリニック	川辺郡猪名川町松尾台1-2-20 日生中央センタービル北棟

兵庫県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
アルカ西二見駅前薬局	明石市二見町西二見駅前4-3	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	平成28年8月1日
医療法人晴風園伊丹今井病院	伊丹市鑄物師5-79	医療法人晴風園	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3	同 年5月1日
キリン堂薬局伊丹鴻池店	同 市鴻池5-9-30	株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4-5-36	同 年6月1日
一般社団法人野に咲く花	加古川市別府町新野辺北町6-30	一般社団法人野に咲く花	加古川市別府町新野辺北町6-30	平成27年8月21日
ふじ薬局浜の宮店	同 市尾上町口里814-34	株式会社フジファーマシー	赤穂市尾崎3158-6	平成28年4月1日
ふじ薬局野口店	同 市野口町野口220-1	同 上	同 上	同 年5月18日
アルカ加古川南薬局	同 市加古川町栗津770-18	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	同 年7月11日
アルカ加古川西薬局	同 市西神吉町岸字溝尻100-2	株式会社ナガタ薬品	同 上	同
ふじ薬局	赤穂市板屋町377-2	株式会社フジファーマシー	赤穂市尾崎3158-6	平成28年5月2日
ふじ薬局尾崎店	同 市尾崎3158-6	同 上	同 上	同
ふじ薬局さこし店	同 市浜市196-6	同 上	同 上	同
さだおか歯科医院	宝塚市三笠町6-23 トーホームンション第2 1F	貞 岡 岐 信	西宮市苦楽園4-5-66	平成28年4月14日
アルカ三木薬局	三木市別所町小林725-4	株式会社ナガタ薬品	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	同 年8月1日
ゆうゆう訪問看護ステーション	高砂市米田町米田925-17	医療法人社団魚川医院	高砂市米田町米田873-2	平成27年10月1日
アルカドラッグ高砂店調剤薬局	同 市高砂町栄町373-1	株式会社ナガタ薬品	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	平成28年8月1日

医療法人伸明会 さん あい歯科医院	三田市東本庄2493	医療法人伸明会	豊中市夕日丘2-17-17 ヘブン21-101号	同 年4月1日
アルカフラワータウン 薬局	同 市武庫が丘7-7-5	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	同 年7月11日
小規模多機能型施設 なの花かさい	加西市鎮岩町482-1	有限会社ウェルビー	加西市鎮岩町482-1	同 年4月1日
アルカ山崎薬局	宍粟市山崎町千本屋204-1	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	同 年8月1日
アルカドラッグ稲美店 調剤薬局	加古郡稲美町国岡1-149-1	株式会社ナガタ薬品	同 上	同
アルカ福崎薬局	神崎郡福崎町南田原2938	同 上	同 上	同



兵庫県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成28年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
出会うの家本町	洲本市本町8-8-6 番所マンション1F	株式会社青葉	洲本市本町8-8-6 番所マンション1F	事業者名称・所在地
福祉総合相談事務所	芦屋市西山町15-4 エコーハイツ西山102	株式会社協和メディカル	芦屋市西山町11-17 シャンブル芦屋507	所在地
福祉総合支援事務所	同 上	同 上	同 上	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
株式会社マルヤ薬局	明石市本町2-5-17	株式会社マルヤ薬局	明石市本町2-5-17
明石同仁病院居宅介護支援センター	同 市二見町東二見1148-17	医療法人久仁会	同 市魚住町清水2183
阪神調剤薬局宝殿店	加古川市東神吉町西井ノ口603-1 セレクトビル21階	株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榎町1-18

阪神調剤薬局加古川店	同 市東神吉町西井ノ口380 —4	同 上	同 上
兵庫西農業協同組合	たつの市揖西町小神1044— 1	兵庫西農業協同組合	姫路市三左衛門堀西の町216
きらり薬局	宝塚市中筋 9—1—8 村 上マンション1階	株式会社スターメディカル	宝塚市中筋 9—1—8
薬局らくらくファーマシー	同 市仁川北 2—6—10 サンローゼ仁川	有限会社らくらくファーマ シー	篠山市瀬利984
ふくろう薬局高砂店	高砂市荒井町日之出町 4— 5	株式会社 f l o w l	高砂市荒井町日之出町 4— 5
井上医院	養父市浅野368—2	井 上 正 司	養父市浅野384—2



兵庫県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成28年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

幡多土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
安 田 安 義

住 所
南あわじ市榎列上幡多411番地2



兵庫県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 8月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	下鶴井地区	平成28年 9月13日から 同 年10月 3日まで	豊岡市役所



兵庫県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 9月 1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	亀坪奥池地区	平成28年 9月13日から 同 年10月 3日まで	福崎町役場



兵庫県告示第817号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。

平成28年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
28兵第1号	平成28年 9月 2日	株式会社オーエヌポートリー 朝来市和田山町法道寺1番地の3	株式会社オーエヌポートリー 朝来市和田山町法道寺1番地の3



兵庫県告示第818号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成28年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成28年兵庫県告示第635号により指定した区域（伊丹市鴻池4丁目183番、184番、185番の各一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第819号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社サーブ1
代表者の氏名 上 菌 有一郎
住所 大阪市北区豊崎5丁目2番22号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) L i v e M a x 豊沢
所在地 姫路市豊沢町144、145、146、147

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり
建築第2課

縦覧期間 平成28年9月13日から同月26日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成28年9月13日から同月26日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第820号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社マルシン

代表者の氏名 水島 進

住所 姫路市宮上町2丁目52

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) L i v e M a x 安田3丁目

所在地 姫路市安田3丁目5

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり
建築第2課

縦覧期間 平成28年9月13日から同月26日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成28年9月13日から同月26日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第821号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成28年9月13日

阪神北県民局長 村上元伸

1 指定する土地等の所在地

三田市テクノパーク46番1

2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途

(1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

農業用ため池(三田池)

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

- 三田市
 (2) 住所（主たる事務所の所在地）
 三田市三輪2丁目1番1号
 (3) 代表者の氏名
 森 哲 男

4 指定する理由

阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 行政A（大卒程度）（経験者）採用試験の実施

兵庫県職員 行政A（大卒程度）（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

平成28年 9月13日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職 A	10名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)
(2) 一般事務職 B		昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
(3) 教育事務職 A	3名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)
(4) 教育事務職 B		昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
(5) 農学職 A	1名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)
(6) 農学職 B		昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
(7) 林学職 A	1名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)
(8) 林学職 B		昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
(9) 総合土木職 A	3名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)
(10) 総合土木職 B		昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
(11) 建築職 A	1名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)
(12) 建築職 B		昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
(13) 小中学校事務職A	3名程度	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で30歳から34歳までの者)

(14) 小中学校事務職B	昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成29年4月1日現在で25歳から29歳までの者)
---------------	---

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者（農学職A・B、林学職A・B、小中学校事務職A・Bは除く。）
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	平成28年10月30日（日）	兵庫県立大学神戸商科キャンパス 都道府県会館
面接試験	12月3日（土）、12月4日（日）、 12月10日（土）、12月11日（日） のうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 一般事務職A、教育事務職A、農学職A、林学職A、総合土木職A、建築職A、小中学校事務職A

(7) エントリーシート

これまでの社会経験の中で成し遂げた実績を中心に、そのような経験を県職員としてどの分野でどのように活用できるかについて記述させる。

(4) 論文試験

一般事務職A、教育事務職A、小中学校事務職Aについては、一般的な課題により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う。

農学職A、林学職A、総合土木職A、建築職Aについては職種に必要な専門的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う。

イ 一般事務職B、教育事務職B、小中学校事務職B

(7) 職務経歴書

職務経験の有無、実績などを確認する。

(4) 論作文試験（各1題出題）

一般的なテーマについて、自由に記述し、発想力、積極性、文章表現力・文章構成力について行う。

社会情勢等に関する課題により、分析力、思考力、説得力、文章表現力・文章構成力について行う。

ウ 農学職B、林学職B、総合土木職B、建築職B

(7) 職務経歴書

職務経験の有無、実績などを確認する。

(4) 論作文試験（各1題出題）

一般的なテーマについて、自由に記述し、発想力、積極性、文章表現力・文章構成力について行う。

職種に必要な専門的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う（全職種共通）。

ア 口述試験

個別面接①、個別面接②及び集団討論の方法により行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

平成28年11月22日（火）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、筆記試験合格者に通知する。

(2) 面接試験

平成28年12月22日（木）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局、東京事務所等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「経験者請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000072.html

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成28年10月25日（火）頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成28年10月25日（火）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成28年9月16日（金）午前9時から10月7日（金）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成28年9月16日（金）から10月7日（金）まで（消印有効）

ウ 持参による場合

平成28年9月16日（金）から10月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成30年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 5920、5921

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第290号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年9月13日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級

- (2) 施設警備業務 1 級及び 2 級
 - (3) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級及び 2 級
 - (5) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級
- 2 実施日時
- (1) 1 級
平成28年10月21日（金）午前9時から正午まで
 - (2) 2 級
平成28年10月21日（金）午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所
- 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部別館9階 902号室
- 4 審査対象者
- (1) 1 級
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 2 級
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者
- 5 審査内容
- 審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）
- 6 審査の申請手続
- (1) 受付期間
平成28年9月21日（水）から同年10月7日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時30分まで）
 - (2) 審査定員
1 級及び 2 級の合計で30人とする。
 - (3) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署
ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署
 - (4) 提出書類
ア 審査申請書 1 通
イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(7) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。)

(4) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(7) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(7)又は(4)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年9月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 落札に係る物品等又は役務の名称

交通事故抑止システム賃貸借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

平成28年8月23日

4 落札者の名称及び住所

富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号

5 落札金額

2,850,336円(月額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成28年7月12日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年9月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 落札に係る物品等又は役務の名称

地域安全総合対策システム賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月23日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
6,717,600円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年7月12日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年9月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
放置駐車違反管理システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月23日
- 4 落札者の名称及び住所
日立キャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原三丁目3番31号
- 5 落札金額
14,580,000円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年7月12日